

受理官庁 PH	フィリピン知的所有権庁	附属書 C PH
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	フィリピン	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はフィリピン語 ¹	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	上述した言語と同じ	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{2, 3, 4}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認めない	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁、欧州特許庁、フィリピン知的所有権庁、 日本国特許庁 (JPO)、韓国知的所有権庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁、欧州特許庁 ⁵ 、フィリピン知的所有権、 日本国特許庁 (JPO) ⁵ 、韓国知的所有権庁又は米国特許商標庁 ⁵	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：フィリピン・ペソ (PHP) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	PHP 4,200	
国際出願手数料 ⁶	USD 1,437 (1,346) ⁷ (1,435) ⁸	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	USD 16 (15) ⁷ (16) ⁸	
減額 (手数料表第4項に基づく)：		
電子出願 (文字コード形式による願書)	USD 216 (202) ⁷ (216) ⁸	
電子出願 (文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約)	USD 324 (304) ⁷ (324) ⁸	
調査手数料 ⁹	附属書D (AU), (EP), (JP), (KR), (PH) 又は (US) 参照	
優先権書類の手数料	PHP 2,700	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 3 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される (PCT規則19.4(a)(ii)の2)。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2016年1月7日付公示 (PCT公報) 2頁以降参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。
- 6 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。
- 7 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。
- 8 括弧内の額は2023年3月1日から適用される。
- 9 USD建で支払う手数料。

PH	フィリピン知的所有権庁 (続き)	PH
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がフィリピンに居住している場合 要，出願人がフィリピンの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	フィリピンに居住する特許代理人又は代表者であって，司法若しくは行政手続の通知又は処置の送達あて先となり得る者	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している ¹⁰	
別個の委任状が要求される特別の状況	受理官庁が，代理人が選任した復代理人から，若しくは共通の代理人が選任した新たな代理人から通告又は通知を受領した時，又は，受理官庁が，出願人が過去に選任していた代理人若しくは共通の代表者に代わり選任した代理人若しくは共通の代表者から通告又は通知を受領した時，又は，受理官庁が，代理人若しくは共通の代表者から願書に記載されていなかった出願人の氏名若しくは名称を追加する通告又は通知を受領した時	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している ¹⁰	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	受理官庁が，代理人が選任した復代理人から，若しくは共通の代表者が選任した新たな代理人から通告又は通知を受領した時，又は，受理官庁が，出願人が過去に選任していた代理人若しくは共通の代表者に代わり選任した代理人若しくは共通の代表者から通告又は通知を受領した時，又は，受理官庁が，代理人若しくは共通の代表者から願書に記載されていなかった出願人の氏名若しくは名称を追加する通告又は通知を受領した時	

¹⁰ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。